

高知くらしの護身術

181

減らない悪質商法

29日に無料相談

(2010年8月24日掲載原稿)

次々に購入を迫る「次々販売」、リフォーム詐欺商法など悪質商法の被害が相次いでいます。その多くの事例でクレジット会社の不十分な与信審査により、高額な契約が締結されていたという現状を踏まえ、訪問販売などとクレジット取引に関する規制を行う「特定商取引法」、および「割賦販売法」が改正され、昨年12月に施行されました。

しかしながら、県消費生活センターには高齢者などをターゲットにした訪問販売や電話勧誘販売の被害、苦情が数多く寄せられています。

高齢者は三つの大きな不安、「金」「健康」「孤独」を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。また、インターネット関連のトラブルなど、若者を狙った悪質商法や詐欺も急増しています。

このため県消費生活センターは県司法書士会と共催で、法改正の趣旨を生かした消費者被害の解決を目指す、「悪質商法110番」を29日午前10時～午後4時に開催します。

面談または電話で司法書士が相談を受けます。相談や問い合わせ先は（088・824・0999）。予約の必要はありません。相談費用は無料です。

場所は高知市旭町3丁目115、こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階の県消費生活センター。

どんなに用心していても、相手はその道のプロ。周到なわなにはまってしまう危険性は誰にでもあります。悪質商法でお悩みの方はぜひご相談ください。